

第66回全国植樹祭石川県実行委員会

設 立 総 会

第 1 回 総 会

日時：平成25年8月5日（月）10:30～

会場：石川県地場産業振興センター 新館
コンベンションホール

第66回全国植樹祭石川県実行委員会 設立総会・第1回総会

目次

【設立総会】

○ 報 告

- (1) 全国植樹祭の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4
- (2) 第66回全国植樹祭基本構想の概要・・・・・・・・・・・・ 5

○ 議 事

- 第1号議案 第66回全国植樹祭石川県実行委員会設立趣旨（案）・・・・ 6
- 第2号議案 第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則（案）・・・・ 7～13

【第1回総会】

○ 議 事

- 第1号議案 平成25年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2号議案 平成25年度収支予算（案）・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3号議案 専門委員会への委任事項（案）について・・・・・・・・ 16

○ その他

- (1) 大会テーマ等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 開催までの今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・ 18

設 立 総 会

全国植樹祭の概要

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、毎年春季に天皇皇后両陛下ご臨席のもと、公益社団法人国土緑化推進機構と開催地都道府県の共催により行う国土緑化運動の中心的行事で、昭和 25 年に第 1 回大会が開催され、以後持ち回りで毎年開催されている。

石川県においては、昭和 58 年 5 月、石川県森林公園にて第 34 回全国植樹祭が開催されており、32 年ぶり 2 回目の開催となる。



第 34 回大会：県内外から約 13,500 人が参加



お手植え状況：スギ、アテ（県木）



お手播き状況：スギ

- 1 主催
公益社団法人国土緑化推進機構及び開催都道府県

- 2 開催日
毎年春季の日曜日

3 大会の内容

(1) 式典行事

天皇・皇后両陛下によるお手植え・お手播き
国土緑化功労者等の各種表彰、大会宣言 等

(2) 記念植樹行事

県内外の参加者による記念植樹を実施

(3) 関連行事等

①レセプション

式典前日、天皇皇后両陛下
をお迎えして開催



②全国林業後継者大会

式典前日、全国の林業後継者を集めて、森林、林業について意見交換

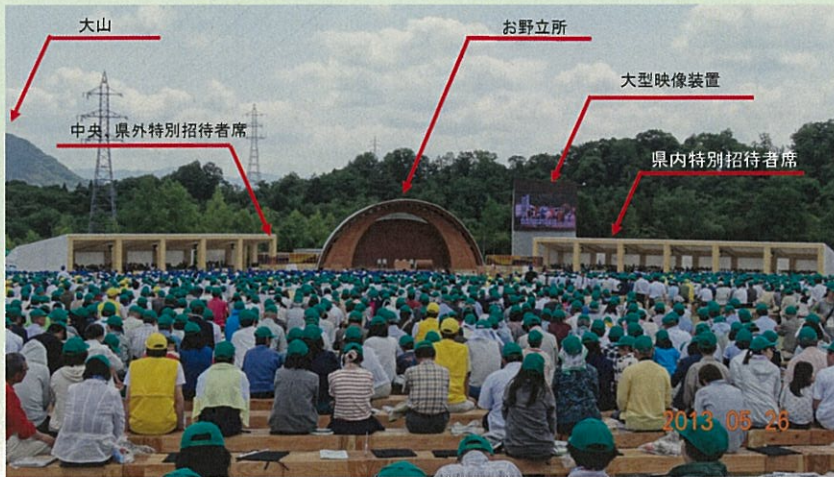
③記念事業

プレ植樹祭、地域植樹（県内各地での植樹事業）等

先催県の開催状況：第64回大会（鳥取県）

式典会場

大山を間近に望むフラワーパーク「とっとり花回廊」で開催



参加者：約7,000人

プログラム

プロローグ	
10:10 ～ 10:50	・オープニングアトラクション ・感謝状贈呈 (大会ポスター原画作者等) ・記念切手贈呈
記念式典	
11:00 ～ 11:50	天皇皇后両陛下御臨席のもと記念式典を開催
エピローグ	
12:00 ～ 12:20	・エピローグアトラクション ・フィナーレ

記念式典

①開会のことば



国土緑化推進機構 副理事長

②三旗掲揚・国家斉唱



③主催者あいさつ



鳥取県知事
国土緑化推進機構会長(衆議院議長)
鳥取県知事

④各種表彰



表彰者	受賞者
国土緑化推進機構会長	国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール受賞者
農林水産大臣 林 芳正	全国緑化功労賞受賞者
文部科学大臣 下村博文	全日本学校関係緑化コンクール受賞者
鳥取県知事	鳥取県美しいもりづくり功労者

⑤苗木贈呈



受贈者	贈呈者
農林水産大臣 林 芳正 環境副大臣 田中和徳	鳥取県緑の少年団



⑥両陛下によるお手植え



天皇陛下：アカマツ、スダジイ、コナラ



皇后陛下：ヤマボウシ、ウワミズザクラ、ホオノキ

⑦両陛下によるお手播き



天皇陛下：ヤマザクラ、クリ



皇后陛下：イロハモミジ、ヤマガキ



⑧アトラクション



大会テーマ表現：「はぐくみ」のメッセージ

⑨東日本大震災復興支援



緑の少年団より被災三県代表へ目録贈呈

⑩大会宣言



国土緑化推進機構理事長

⑪リレーセレモニー



全国植樹祭のシンボル「木製の地球儀」を次年度開催県にリレー
鳥取県知事→新潟県知事

⑫閉会のことば



鳥取県議会議長



全国植樹祭のあゆみ

回	年	開催地	テーマ	年	年	開催地	テーマ
1	S25	山梨	荒地造林	34	S58	石川	小さな緑守り育てて豊かな郷土
2	S26	群馬	火山灰地帯造林	35	S59	鹿児島	二十一世紀へつなごう輝くみどり
3	S27	静岡	人会原野造林	36	S60	熊本	ひろげよう緑の文化
4	S28	千葉	海岸砂地帯造林	37	S61	大阪	都市の未来を緑に託して
5	S29	兵庫	せき悪林地改良	38	S62	佐賀	たしかめよう緑の力
6	S30	宮城	林種転換拡大造林	39	S63	香川	今、人と緑のふれあいを
7	S31	山口	荒地公有林造成	40	H1	徳島	やすらぎの緑を未来へ
8	S32	岐阜	公有林復興学校林青年団林造成	41	H2	長崎	豊かな緑あすの活力
9	S33	大分	原野造林	42	H3	京都	緑でうめたい地球の未来
10	S34	埼玉	林種転換	43	H4	福岡	好きですこのまちこの緑
11	S35	山形	積雪寒冷地帯林種転換拡大造林	44	H5	沖縄	育てよう地球の緑豊かな未来
12	S36	北海道	積雪地帯の拡大造林と屋敷林の造成	45	H6	兵庫(2)	森の緑で心の豊かさを
13	S37	福井	湿雪地帯の拡大造林と森林生産力の増大	46	H7	広島	宇宙から平和がみえる森づくり
14	S38	青森	粗放林野の拡大造林と生産力増強に基づく住民所得の向上	47	H8	東京	森がささえる暮らし、都市がはぐくむ緑-東京森隣生活
15	S39	長野	入会林野の造林推進	48	H9	宮城(2)	森づくり大地に託す夢・未来
16	S40	鳥取	林種転換による拡大造林	49	H10	群馬(2)	聞こえますか森の声
17	S41	愛媛	精英樹による拡大造林	50	H11	静岡(2)	未来のあなたへ緑の風をおくります
18	S42	岡山	拡大造林と環境緑化	51	H12	大分(2)	2000年豊かな国の森づくり
19	S43	秋田	入会林野の整備と拡大造林の推進	52	H13	山梨(2)	伝えたい森のやさしさあたたかさ
20	S44	富山	低質広葉樹の高度利用と拡大造林	53	H14	山形(2)	感じていますか森があるしあわせ
21	S45	福島	「後継者の森」造成	54	H15	千葉(2)	広げよう 緑の大地 豊かな心
22	S46	島根	多目的森林開発と環境緑化	55	H16	宮崎(2)	空と海 心をつなぐ 森づくり
23	S47	新潟	県土の保全と緑ゆたかな環境づくり	56	H17	茨城(2)	楽しいな。森と人とのハーモニー
24	S48	宮崎	自然の保護と創出	57	H18	岐阜(2)	ありがとう 未来へつなげ 森のめぐみ
25	S49	岩手	自然と産業が調和する豊かな緑の創造	58	H19	北海道(2)	明日へ 未来へ 北の大地の森づくり
26	S50	滋賀	水と緑のふるさとづくり	59	H20	秋田(2)	手をつなごう森と水とわたしたち
27	S51	茨城	緑を育て守ろう大地	60	H21	福井(2)	未来へつなごう 元気な森元気なふるさと
28	S52	和歌山	みんなで育てるみどりの郷土	61	H22	神奈川	森が育む あなたの心 森を育むあなたの手
29	S53	高知	防災も緑できずくふるさとづくり	62	H23	和歌山(2)	緑の神話 今 そして未来へ 紀州木の国から
30	S54	愛知	緑で結ぼう山村(ムラ)と都市(マチ)	63	H24	山口(2)	育む いのち～彩りの森・光る海・碧い空・燦めきの発進～
31	S55	三重	緑と太陽豊かな暮らし	64	H25	鳥取(2)	感じよう 森のめぐみと 緑の豊かさ
32	S56	奈良	文化の遺産を緑でまもる都市(マチ)づくり	65	H26	新潟(2)	未来へつなぐ森の力 ～復興から創造へ～
33	S57	栃木	うるる緑のびる緑まもる緑	66	H27	石川(2)	

第66回全国植樹祭基本構想の概要

I 開催方針

1 開催理念：

- ・戦後造成された人工林が今や資源として成熟しており、今後は森林資源を積極的に利用していくことが、適切な森林整備を推進していくためにも重要であることから、「森林資源の利活用の促進」を基本理念に位置づけた大会とする
- ・里山の暮らしの中で育まれる生業や地域の魅力発信を通じて都市と山村の交流人口の拡大を図る

2 大会テーマ：

「森林資源を積極的に活用していくことが、健全な森林を次世代に継承し、豊かな木の文化や元気な里山・里海を育む」というコンセプトで、石川ならではの取組みをPRできるような大会テーマを公募により選定

3 シンボルマーク：開催気運を高めるマークを公募により選定

4 開催会場：(1) 式典会場は「木場潟公園」(小松市三谷町地内ほか)とする

区分： 都市公園(昭和57年10月開設)

敷地面積： 49.1ha

広場面積： 多目的グラウンド 1.7ha (その他、ふれあい広場 2.1ha、1.0ha)

駐車場： 中央園地 16,190m² (574台)、全体 26,790m² (総台数911台)



※木場潟は、かつて木材の集積地であったことに地名の由来を持つ

- (2) 植樹会場(式典参加者記念植樹)は、式典会場内及び近隣地より選定
- (3) 荒天会場はこまつドームとする

5 開催規模： 県内外から参加する招待者、協力者、スタッフ等を含め約1万人規模

6 開催時期： 平成27年(2015年)春季

7 企業協賛等： 大会趣旨に賛同する企業等から協賛を仰ぎ、大会内容の充実を図る

II 式典行事

- 1 基本的考え方：開催理念を共有し、「また石川にきたい」と感じてもらう内容構成
- 2 式典演出： 式典構成は、プロローグ、式典、エピローグの3部構成
- 3 式典運営： 司会者、アシスタント、式典音楽隊等の出演者については、地元をはじめ県内の関係団体等の積極的な協力と参加を得て編成

III 植樹行事

- 1 基本的考え方： 植栽樹種は在来樹種とする
- 2 お手植え・お手播き： 天皇皇后両陛下に苗木のお手植えと種子のお手播きを賜る
- 3 記念植樹： 県内外からの参加者が1人1本以上の記念植樹を実施

IV 会場整備等

- 1 式典会場： 既存施設を最大限活用し、仮設構造物については、可能な限り県産材を使用
- 2 サービス広場： 石川県の森林づくり活動や観光、県産品等を参加者に広くPRするため、各種展示コーナーや観光案内所、物産販売のブースなどを関係団体の協力により運営
- 3 荒天会場： こまつドームを会場として荒天プログラムに変更して実施
- 4 交通・宿泊：
 - ・宿泊参加者(主に県外招待者)は、式典・植樹会場の近隣地域などで、県実行委員会が指定する施設(加賀温泉郷を中心に選定予定)に宿泊
 - ・会場への移動は、宿泊参加者は宿泊施設から、その他の参加者は最寄りの集落地から、県実行委員会が手配するバス等を利用

V 記念事業等

- 1 記念事業： プレ植樹祭、地域緑化イベント、記念切手の発行、大会テーマを普及するためのシンポジウム等
- 2 関連事業： 第44回全国林業後継者大会(全国植樹祭の前日)を加賀市山中地区で開催
- 3 広報活動： 公募した大会シンボルマーク、大会ポスター原画を活用し、県内外に広報

VI 実施組織

開催準備を円滑に進めるため、第66回全国植樹祭石川県実行委員会を設置

第66回全国植樹祭石川県実行委員会設立趣旨（案）

本県では、県民共有の財産である森林を県民全体で支えることを目的に、平成19年度に「いしかわ森林環境税」を導入し、健全な森林の整備、保全を推進するとともに、林業の再生や里山の利用保全といった各種施策に取り組んでいます。

また、一昨年暮れには「国連生物多様性の10年」の国際的なキックオフイベントを開催し、持続可能な社会の実現に向けた地球規模での課題に対しても積極的な役割を果たしています。

こうした中、平成27年春に「第66回全国植樹祭」が本県で開催されることは、これまで積極的に森づくり活動を推進してきた本県にとりまして、極めて意識深いものとなります。

本県をはじめ全国の森林には、先人の汗と努力により造成された人工林が今では、豊かな森林資源として蓄積されています。今後、森林が持つ多面的機能を将来にわたって維持し、高めていくためには、森林を適切に整備・保全していくとともに、国産材の利用拡大を進め、その利益が再び森林整備に還元される循環システムを構築していくことが重要となっております。

このため、森林資源を積極的に利活用していくことを基本理念に据え、このことを全国へ発信する大会にしたいと考えています。

加えて、北陸新幹線の金沢開業を見据え、都市と山村の交流人口の拡大が図られるよう、今なお根付く木と共に生きる伝統的な生活文化や里山里海の暮らしの中で育まれる生業など、本県の様々な魅力を積極的に紹介していくこととしています。

こうしたことから、「第66回全国植樹祭」の成功に向け、県民参加のもと万全を期した準備を進めるとともに、円滑な大会運営を行うため、幅広い県内の関係機関、関係団体の参画のもと、「第66回全国植樹祭石川県実行委員会」を設立しようとするものであります。

第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第66回全国植樹祭石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、「第66回全国植樹祭」（以下「植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うことにより、本県が取り組む県民総参加による森づくりや木材の利活用等を全国に発信し、もってわが国の新たな森林づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 植樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、会計の監査に当たる。

5 参与は、植樹祭の具体的運営方法に関し、助言することができる。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は、第17条の規定により、実行委員会が解散する日までとする。

ただし、就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には、支給することができる。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること

(4) 専門委員会へ委任する事項に関すること。

(5) その他植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること。

5 総会の議事は、出席実行委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

2 幹事等は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

5 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

- (2) 第9条第4項各号に掲げる事項以外で、植樹祭の実施に必要な事項に関する事
こと。
(3) その他会長が必要と認める事項に関する事
こと。
- 6 幹事会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会
にこれを報告しなければならない。
- 7 第9条第4項から第6項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において
「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「実行委員」とあ
るものは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 8 前7項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

- 第12条 専門委員会は、総会から委任された専門的事項について審議・決定し、その結果
を次の総会に報告する。
- 2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 この会則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定
める。

第4章 事務局

(事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を石川県農林水産部全国植樹祭推進室
内に置く。
- 2 この会則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が
別に定める。

第5章 会計

(会計)

- 第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画、予算及び決算)

- 第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監
事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散

(解散)

- 第17条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解
散するものとする。

(残余財産)

第 18 条 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、石川県に帰属するものとする。

第 7 章 補則

(補則)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成 25 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらずこの会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

別表1 (第4条関係)

役 職	各団体における役職
会 長	石川県知事
副会長	石川県議会議長 石川県副知事
委 員	石川県森林組合連合会代表理事会長 (公社) 石川県木材産業振興協会理事長 (公財) 石川県緑化推進委員会理事長 石川県山林協会副会長 (公社) 石川の森づくり推進協会副会長 石川県森林整備協同組合理事長 石川県山林種苗協同組合理事長 石川県森林土木協会会長 (社) 石川県特用林産振興会副会長 (一社) 石川県木造住宅協会会長 (一社) 石川県造園緑化建設協会会長 (財) 石川県林業公社理事長 石川県農業協同組合中央会会長 石川県漁業協同組合代表理事組合長 石川県グリーン・ツーリズム研究会会長 石川県商工会議所連合会会頭 石川県商工会連合会会長 石川県中小企業団体中央会副会長 (公社) 石川県観光連盟理事長 (社) 石川県物産協会会長 (一社) 石川県建設業協会会長 (一社) 石川県銀行協会会長 石川県信用金庫協会会長 石川県町会区長会連合会会長 石川県婦人団体協議会会長 石川県小中学校長会会長 石川県高等学校長協会会長 石川県私立中学高等学校協会会長 (社福) 石川県社会福祉協議会専務理事 (公社) 石川県バス協会会長 西日本旅客鉄道(株) 金沢支社長 東日本旅客鉄道(株) 北陸営業センター所長 石川県議会環境農林建設委員会委員長 石川県市長会会長 石川県町長会会長 小松市長 石川県農林水産部長 石川県環境部長 石川県観光戦略推進部長 石川県土木部長 石川県教育委員会教育長 石川県警察本部長 近畿中国森林管理局石川森林管理署長

参 与	(株) 北國新聞社代表取締役社長 (株) 中日新聞社北陸本社取締役北陸本社代表 (株) 読売新聞社金沢支局長 (株) 朝日新聞社金沢総局長 (株) 毎日新聞社北陸総局長 (株) 日本経済新聞社金沢支局長 (一社) 共同通信社金沢支局長 (株) 時事通信社金沢支局長 日本放送協会金沢放送局長 北陸放送(株) 代表取締役社長 石川テレビ放送(株) 代表取締役社長 (株) テレビ金沢代表取締役社長 北陸朝日放送(株) 代表取締役社長 (株) 日刊工業新聞社金沢支局長
監 事	石川県会計管理者

別表 2 (第 11 条関係)

役 職	各団体における役職
幹事長	石川県農林水産部長
幹 事	石川県森林組合連合会代表理事専務 (公財) 石川県緑化推進委員会事務局長 石川県山林協会専務理事 (公社) 石川県木材産業振興協会事務局長 (一社) 石川県木造住宅協会専務理事 石川県商工会議所連合会専務理事 石川県商工会連合会専務理事 (公社) 石川県観光連盟専務理事 石川県婦人団体協議会事務局長 (公社) 石川県バス協会専務理事 小松市経済環境部長 石川県教育委員会学校指導課長 石川県警察本部警備課長

第 1 回 総 会

第1号議案

平成25年度事業計画（案）

1 会議の開催 1,248千円

- (1) 実行委員会総会、幹事会の開催
第66回全国植樹祭基本計画の審議・決定等
- (2) 式典専門委員会の開催
式典における演出、運営等の検討
- (3) 植樹専門委員会の開催
植樹行事における会場及び樹種の検討

2 第66回全国植樹祭基本計画の策定等 4,847千円

- (1) 基本計画の策定
基本構想に基づき、記念式典における演出構想及び整備計画、植樹行事における会場及び樹種選定等、開催計画を具体化した「第66回全国植樹祭基本計画」の策定
- (2) 宿泊・輸送に係る基本計画の策定
輸送バスの動線等の計画の策定

3 広報啓発活動の実施 5,722千円

- (1) シンボルマーク愛称の募集、決定
- (2) 大会ポスター原画の募集、決定
- (3) 実行委員会ホームページの作成
- (4) シンボルマーク等を活用した広報啓発グッズの作成
- (5) 植樹祭だよりの発行
- (6) 記念イベントの開催

4 その他

(公社)国土緑化推進機構、林野庁、宮内庁等との連絡調整

第2号議案

平成25年度収支予算(案)

<収入の部>

(単位:千円)

項	予算額	備考
負担金	11,817	石川県負担金
合計	11,817	

<支出の部>

(単位:千円)

項	予算額	備考
総務費	1,248	実行委員会総会・幹事会開催費 専門委員会開催費 事務局運営費等
開催事業費	4,847	基本計画策定費 宿泊・輸送に係る基本計画の策定
広報啓発費	5,722	広報活動費 記念事業経費
合計	11,817	

第3号議案

専門委員会への委任事項（案）について

第66回全国植樹祭石川県実行委員会会則第9条第4項第4号に基づき、次の事項を専門委員会へ委任する。

専門委員会名	委任する事項
1 式典専門委員会	式典における演出、運営等の検討に関すること
2 植樹専門委員会	植樹行事における会場及び樹種の検討に関すること

大会テーマ等について

第66回全国植樹祭では、「国産材をはじめ森林資源を積極的に利活用していく」ことを基本理念に据え、新機軸を打ち出す大会とするため、本大会の狙いを分かりやすく表現する大会テーマ、シンボルマーク及び大会ポスター原画を広く公募した。

1 大会テーマ

(1) 募集期間

平成25年4月25日～5月31日（37日間）

(2) 応募状況

全国公募し、2,263作品の募集があった。

(3) 選定

今後、審査会、(公社)国土緑化推進機構との協議を経て決定。

公表は、実行委員会ホームページ、報道機関への資料提供等により行う予定。

2 シンボルマーク

(1) 募集期間

平成25年5月24日～7月5日（43日間）

(2) 応募状況

全国公募し、1,015作品の募集があった。

(3) 選定

今後、審査会を経て決定。

公表は、実行委員会ホームページ、報道機関への資料提供等により行う予定。

3 ポスター原画

(1) 募集期間

平成25年7月1日～9月20日（82日間）

(2) 応募対象

県内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に募集。

第66回全国植樹祭 開催までの今後のスケジュール

平成 25 年度

平成 25 年

8 月 5 日 (月) 第 66 回全国植樹祭実行委員会の設立
11 月頃 第 2 回実行委員会開催〈基本計画中間報告等〉

平成 26 年

1 月頃 第 3 回実行委員会開催〈基本計画承認等〉

2 月頃 国土緑化推進機構特別委員会〈基本計画決定〉

平成 26 年度

平成 26 年

春季 第 65 回全国植樹祭新潟大会でのリレーセレモニー (知事)

7 月頃 第 4 回実行委員会開催〈25 年度決算、26 年度事業計画等〉

11 月頃 県実施本部設置

平成 27 年

1 月頃 第 5 回実行委員会開催〈実施計画承認等〉

2 月頃 国土緑化推進機構特別委員会〈実施計画決定〉
※特別委員会終了後、宮内庁訪問 (知事)

平成 27 年度

平成 27 年

春季 第 66 回全国植樹祭石川大会開催

秋頃 第 6 回実行委員会開催〈26 年度決算、実行委員会解散等〉